

刈谷市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、刈谷市地域公共交通運賃料金協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域における需要に応じた当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項その他協議会が必要と認める事項を協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域ごとに、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）副市長

（2）当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者を代表する者

（3）国土交通省中部運輸局愛知運輸支局を代表する者

（4）市民又は公共交通機関利用者を代表する者

（5）市の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調った事項は、刈谷市都市交通協議会設置要綱（平成22年11月15日施行）に規定する刈谷市都市交通協議会に報告する。
(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市政策部都市交通課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。